

社会福祉法人埼玉福祉事業協会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人埼玉福祉事業協会（以下、「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に於いて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（旅費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対して支給する報酬等は、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席及び法人・施設運営の為の業務による出勤に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

2. 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
3. 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 役員等の報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。

2. 全理事の報酬総額は、年間2,000,000円以内とする。
3. 全監事の報酬総額は、年間300,000円以内とする。
4. 評議員は、定款第9条に規定するとおり、無報酬とする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、職務執行の属する月の翌月25日（ただし、当該日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、その前日）に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2. 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等に支払う旅費は、別に定める旅費規程に基づいて支給する。

2. 役員等がその職務の遂行に当たって負担した旅費以外の費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年6月13日より施行する。

別表第1 役員等の報酬の額（第4条関係）

役職名	報酬の額
評議員	無報酬。
常勤役員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く。）
非常勤役員 (理事長以外の理事)	会議等への出席の都度：1人一律8,000円 法人・施設運営の為の業務による出勤の都度：1人一律10,000円
監事	会議等への出席の都度：1人一律8,000円 法人・施設運営の為の業務による出勤の都度：1人一律8,000円 監査の都度：1人一律8,000円